

事務連絡
令和2年5月13日

各都道府県・各政令市
一般廃棄物行政主管部（局）
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

一般廃棄物となるポリ塩化ビフェニルを使用した安定器の処理について
(周知)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正かつ確実な処分に関しては、かねてより御尽力いただいているところ、感謝申し上げます。

照明器具のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）が使用された安定器（以下「PCB使用安定器」という。）については、特別管理産業廃棄物に該当するものは、その処分業の許可を有する中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）において処理が行われているところである。他方、各都道府県・政令市において取り組んでいただいているPCB使用安定器の掘り起こし調査においては、かつて事業活動において使用されていたPCB使用安定器が、当該事業が廃止された後も居宅用として使用され続けること等の理由により、排出時点で一般廃棄物となるものが発覚している。

こうした一般廃棄物としてのPCB使用安定器については、一般廃棄物処分業の許可及び一般廃棄物処理施設の許可を有していないJESCOでは現状において処理ができないところであるが、PCB廃棄物処理の特殊性に鑑み、今後の円滑な処理に向けた対応のあり方及び留意事項を整理したので、下記のとおり留意いただくとともに、貴管下市区町村に周知いただくようお願いする。

記

1 法令上の位置付け

PCB使用安定器が事業活動において使用されていたとしても、その時点では廃棄されず、事業が廃止等された後も引き続き日常生活において使用され、その後廃棄されたものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」とい

う。) 第2条第4項による事業活動に伴って生じた廃棄物とはいえないことから、同項に規定する産業廃棄物には該当せず、同条第2項により一般廃棄物となる。

2 現行制度を踏まえた処理のあり方

JESCO は特別管理産業廃棄物処分業の許可及び産業廃棄物処理施設の許可を有し、特別管理産業廃棄物としての PCB 廃棄物の処理を行っているが、一般廃棄物処分業の許可及び一般廃棄物処理施設の許可は有していないため、一般廃棄物としての PCB 使用安定器（以下「一廃安定器」という。）は現状、JESCO においては処理ができない。

PCB 廃棄物については、その処理体制の整備が著しく停滞していたため長期にわたり保管が継続され、また、その難分解性、高蓄積性、大気や移動性の生物種を介して長距離を移動するという性質から環境汚染の進行が懸念される状況にあったことから、国が JESCO の拠点的広域処理施設の整備を行い、安全かつ適正に高濃度 PCB 廃棄物の処理が進められてきた。このような経緯に鑑み、高濃度 PCB 廃棄物としての PCB 使用安定器は、廃掃法上の廃棄物の種類によらず JESCO において処分することが適当である。

JESCO において一廃安定器を処分するにあたっては、廃掃法第6条の2第2項の規定により、市町村がその事業対象地域に応じ、北海道 PCB 処理事業所又は北九州 PCB 処理事業所へ委託することとする。その際、市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第7号に基づき、その事業対象地域に応じ、処分の場所として北海道 PCB 処理事業所又は北九州 PCB 処理事業所を指定するとともに、同条第9号に基づき、当該処分の場所が立地する室蘭市又は北九州市に対し、事前に一廃安定器の数量、処分の開始年月日等必要事項を通知すること、その他同条に定める委託の基準によらなければならない。また、収集運搬についても、同条に定める委託の基準により、市町村がその事業対象地域に応じ、北海道 PCB 廃棄物処理施設の入門許可収集運搬業者又は北九州 PCB 廃棄物処理施設の認定収集運搬事業者へ委託することとする。

また、廃掃法第15条の2の5の特例により、産業廃棄物処理施設の設置者である JESCO があらかじめ都道府県知事に届け出ることで一般廃棄物処理施設を設置することとする。なお、同条の特例の対象となる一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の16第1項に規定しているところ、同項を改正し、PCB 廃棄物を追加する予定である。

なお、一廃安定器は PCB 使用安定器の全体量のわずかと推測されること、また、掘り起こし調査により保管者の特定が可能であることから、一廃安定器の処理に係る業務については、市町村の日常的な一般廃棄物処理業務とは切り離し、単発的業務とする。

3 処理に向けた留意事項

2に基づく処理に向けて、当面、以下の点に御留意いただきたい。

- ① 各都道府県・政令市において取り組んでいただいている PCB 使用安定器の掘り起こし調査において、一廃安定器の保管者及び所在する市町村を把握し、当該保管者には処分まで適正な保管を行うよう指導すること。なお、経済センサスを利用する

など、一廃安定器が調査対象に含まれ得ないような掘り起こし調査の方法を採っている場合は、調査対象の拡大又は調査のやり直しは要しないこと。

- ② 市町村が処理を委託するため、JESCO 及び収集運搬業者との契約、費用の支払い等の手続きを市町村が行う必要があること。
- ③ JESCO の処分費用については、市町村負担とするのが妥当と考えられること。ただし、保管者から手数料を徴収するため条例の制定等必要な措置を講ずることを妨げるものではないこと。
- ④ 各市町村において生じる一廃安定器は少量であると推測され、その処理は日常的な一般廃棄物処理業務ではなく単発的業務とすることから、廃掃法第6条により市町村が定める一般廃棄物処理計画の変更は特段要しないと考えられること。
- ⑤ 2 及び①から④までの事項について、一廃安定器の保管者が所在する市町村に随時共有されたいこと。
- ⑥ ②及び③に係る手続きその他処理に係る具体的な対応方法については、環境省より改めてお知らせする予定であること。

(以上)